

## 福岡都市圏広域行政事業組合流域連携基金条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、福岡都市圏広域行政事業組合流域連携基金条例（平成16年福岡都市圏広域行政事業組合条例第3号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象地域等)

第2条 基金で実施する事業の対象地域は、福岡都市圏共通の水源地域及びその流域（有明海を含む。）とし、基金で実施する事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 水源地域及び流域との文化、スポーツ、植樹祭等の交流推進事業
- (2) 水源地域の育林、造林、その他荒廃林対策等への支援を行う森林保全事業
- (3) 福岡都市圏地域住民の総合学習及び生涯学習の場として、公共的な研修施設等の利用又は活用を支援する地域振興支援事業
- (4) 河川及び海の清掃活動等による環境保全への支援を行う環境対策支援事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その他支援が適当と認められる事業

(運営委員会及び審議会)

第3条 基金で実施する事項に関し、事業の選定及び事業の内容、計画等を審議するため、福岡都市圏広域行政事業組合流域連携基金運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

- 2 基金で実施する事項に関し、透明性及び公平性を図るため、福岡都市圏広域行政事業組合流域連携基金審議会（以下「審議会」という。）を設置する。
- 3 審議会は、運営委員会で審議した事項に関し審査を行う。
- 4 運営委員会及び審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(規定外の事項)

第4条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、福岡都市圏広域行政事業組合管理者が定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。